

子どもゆめ基金助成金（附帯事務費）交付要領

平成18年4月1日
独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第4-5号
平成26年8月22日
一部改正

1. 趣 旨

この要領は、子どもゆめ基金助成金交付要綱（平成18年4月1日独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第4-1号）第3条第4項の規定に基づき、助成活動団体が行う助成活動の実施に附帯する事務費（附帯事務費）に対する援助に関し、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行う助成について、必要な事項を定める。

2. 助成対象経費

助成金の交付の対象となる経費は、助成活動団体が行う助成活動の実施に附帯する事務費（附帯事務費）とする。

3. 助成金の額

助成金の額は2万円とする。ただし、別紙様式1-Bについては1万円とする。

4. その他

この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成18年度分の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成27年度分の助成金から適用する。